

平成30年度「市民公開講座」第1回

『日常生活と法』

愛知学院大学法務支援センター

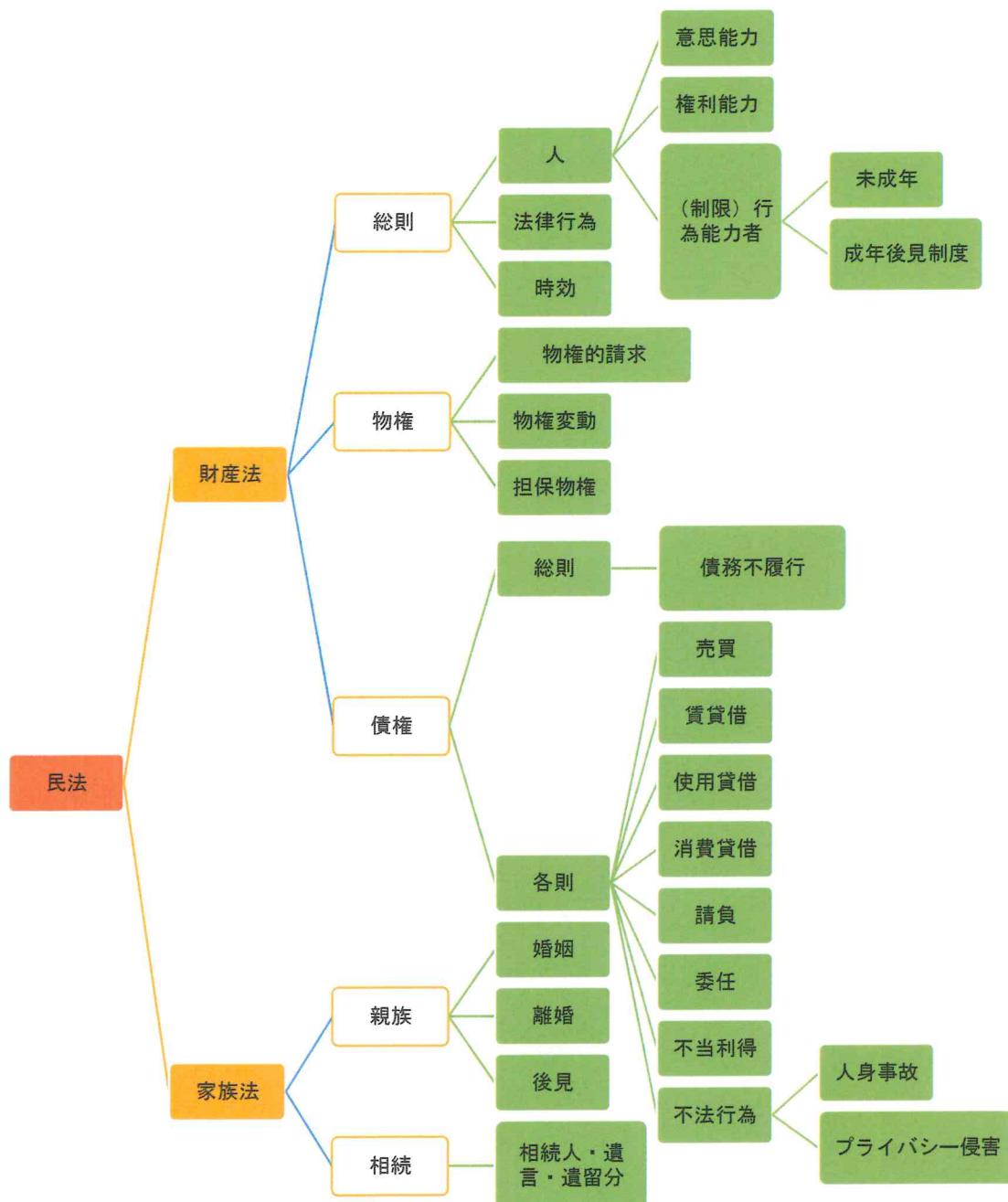
教授 田中 淳子

1 市民社会の法=「民法」の世界

1-1 民法（明治29〔1896〕年法律89号）：民法

- 一般人（私人） vs 一般人（私人）：たとえば、民法
- 国 vs 一般人（私人）：たとえば、憲法、刑法、刑事訴訟法

1-2 民法の全体像【図参照】



1-3 近時の動向～特に市民生活に関係する法律の改正について

- ・民法（債権法、成人年齢の引き下げ等）の改正法、2020年4月1日施行
- ・現在は、相続法の改正案作成中
- ・相続登記の義務化、土地を手放す仕組み、民事の土地利用の円滑化等→今年度中に法制審議会へ 2019年法制審議会に諮問、2020年までに必要な改正、変則型登記（表題部所有者の氏名や住所が正常に登記されていない変則的な登記）を正常な登記にあらためる法制度については、2019年通常国会へ法案提出（骨太方針2018（6月15日閣議決定）においても確認）
- ・物権と取得時効あたりを含めた法改正審議中→所有権の内容（民法206条）→公共の福祉、法令の制限内における自由を確認
- ・「所有者不明土地問題」を契機に、「所有者の責務」を明記か→利用・取引の場合の事業者・国民の責務は規程あるが、利用も取引もない、単に所有されたままの土地について特段規定ない。→適切な管理・利用のための所有者の責務と方法は（2019年2月を目途に法案作成）に取りまとめ

1-4 大改正の背景～なぜ、いま、改正か

- ・1044条の内の200余の改正（7割が財産法、3割が家族法）数からも大改正。関連諸法はすでに360の法律が改正の準備をし、民法施行と同時に公布される予定。
- ・わかりやすい民法、社会・経済の変化に対応した民法をめざして

「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応をはかり、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われる所以、その要綱をしめされたい」（平成21年10月28日 諒問第88号）

〔目的〕

- ①民法の現代化=社会・経済への対応
- ②民法の透明化=わかりやすいものとすること

2 民法の基本原則～憲法の理念と共通！

2-1 個人主義・平等原則（憲法13条、14条、民法2条）

憲法 第13条〔個人の尊重〕

全て国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限の尊重を必要とする。

憲法 第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

民法 第2条（解釈の基準）

この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

2-2 公共の福祉（憲法29条、民法1条）

憲法29条

- 1 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、**公共の福祉に適合する**やうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを**公共のために用ひ**ことができる。

民法1条（基本原則）

- 私権は、**公共の福祉に適合しなければならない。**
- 2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- 3 **権利の濫用**は、これを許さない。

3 ある出来事 [身近な法律問題を一緒に考えてみましょう！]

一個建てに住まうAさんのお隣さんのBさんは、夏場になると東京の大学に通う息子の帰省の際に庭でバーベキュー・パーティーをする。準備と後かたづけの時間をいれるとだいたい夕方の5時ごろから9時頃までの4時間程度。Aさんは、その都度、煙とにおいと話声に不快な思いをしていた。そこで、Aさんは町内会長のCさんに、「この町内会ではBBQを禁止するよう回覧板で知らせてほしい」と懇願した。Cさんは、「いきなり禁止はできないけれど、町内会の組長会で検討してみます」と伝えた。このような場合、BBQを禁止、あるいは差し止め、損害賠償請求等をすることができるだろうか。

[民法 参照条文]

【民法第709条】

故意又は過失によって、他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

【民法第710条】

他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

【民法1条】

〔法律問題の争点〕

① Bの行為に対する法的評価

Aの言い分 「におい、けむり、騒音でわたくしは不快になっている。やめて欲しい！」

Bの反論 「私の所有地をどのように使うかは私が決められる。お互い様では？」

② 町内会での取り決めの拘束力

どのような権限で、どのような内容について決めることができるか→法的拘束力を持つか

③ 被害が多い場合はどうか

〔解決の道筋〕

- ① 生活妨害（騒音・振動・悪臭等） 生活を享受する権利は各人がそれぞれ有する 調整の問題
→ 相隣的共同生活はお互いに譲り合いながら（互讓の精神）
→ がまんすべき限界=受忍限度 超えた場合は生活妨害 ← 権利濫用（民法1条3項）
→ 妨害排除・損害賠償請求可能（なお、最判昭和42年10月31日判例時報499巻39頁名古屋麻麻ロープ製造工場事件では、防音設備工事をして多くの住民は納得。たった一人の者だけが損害（苦情）を主張した事案。もちろん、名古屋市の騒音防止に関する指導基準やその他の事実を考慮）
- ② 町内会への加入は任意 互助会的な機能 禁止規定が他の法律との関係で合理性を欠くものは当然には拘束力を持たない
土地の利用については、町内会の問題というより、相隣問題として解決。

受忍限度の判断基準：時間、場所（地域）、加害者の事情（騒音、臭気等の程度、行為の必要性、対策施設の有無等）、被害者の事情（被害の種類、程度、病人、乳幼児の有無等）総合的に判断、ケースバイケース。

- ③ 受忍限度をこえた場合は、①妨害状況を排除してもらう（妨害排除請求）、不法行為に基づく損害賠償請求
継続的な侵害行為の場合、行為の差し止めは困難。隣家に申し入れ。それでもだめならば、市の担当部局（公害担当）へ相談。それでも解決しない場合は、裁判所に調停、訴訟を申し立て可能。

資料

【事案の概要】

被告会社のフランチャイズチェーン店として焼き鳥店を経営する被告Aの店舗周辺の住民である原告らが、被告らが焼き鳥を焼く事によって発生させる悪臭は、受忍限度を超えるとして一定程度を超える臭気の排出の差止めと、同臭気によって被った損害の賠償を求めた。臭気の規制基準は悪臭防止法の基準と本件店舗所在地であるB市の指針があり、本件臭気はB市基準の約3倍の値を示している。B市指針は基準として妥当だと認められるから、本件臭気は受忍限度を超えるものと言え、被告らに損害の賠償と基準値を超える悪臭の発生の差止めを命じた事例。

（第一審）神戸地判平成13年10月19日判例時報1785号64頁

原告の主張が一部認められた

フランチャイズチェーンの焼き鳥店及びそのフランチャイザーに対し、同焼き鳥店の発する臭気が、近隣住民である原告らの人格権及び自宅土地建物の所有権を侵害することを理由に、一定限度以上の臭気の差止めを命じると共に慰謝料の支払いを命じた

（控訴審）大阪高判平成14年11月15日判例時報1843号81頁

原告の主張は認められなかった

原審で一部認容されたため、控訴したところ、本件の諸事情に照らすと、排出口における臭気濃度が市指針の規制基準を上回っていることを考慮しても、いまだ、本件臭気が被控訴人らに対する関係において、受忍限度を超えていると認めることはできないなどとして、原判決中控訴人ら敗訴部分を取り消し、その部分につき被控訴人らの請求を棄却した。

【参照法令】民法709条

平成 30 年度「市民公開講座」第 2 回

「相続」が「争族」にならないために ～その予防と対策～

愛知学院大学法務支援センター
教授（弁護士）國田武二郎

第 1 相続が、争族になる背景と悲しい現実

法定相続の功罪。親族関係の希薄化。背後にいる配偶者の影響力等

第 2 相続の基礎知識

1 法定相続人と法定相続分

ア 配偶者は必ず相続人。

第 1 順位 子（子を代襲相続する場合の孫・ひ孫）

第 2 順位 直系尊属（親・祖父母）

第 3 順位 兄弟姉妹（兄弟姉妹を代襲相続する場合の甥・姪）

イ ①配偶者と子・配偶者 2 分の 1 : 子 2 分の 1

②配偶者と直系尊属・配偶者 3 分の 2 : 直系尊属 3 分の 1

③配偶者と兄弟姉妹・配偶者 4 分の 3 、兄弟姉妹 4 分の 1

第 3 遺留分について

1 被相続人が自分の財産をどのように処分しようと自由です。したがって、全ての財産がある特定に人物に遺贈するという遺言も有効です。だからといって遺産の全てを一人に集中させてしまうと、他の相続人の生活の安定が損なわれ場合もあります。そこで、民法は、一定の範囲の相続人に一定の割合の相続財産を相続出来るよう遺留分制度を設けています。つまり、遺留分は、被相続人が遺言自由の原則を制限するものです。

2 この遺留分の権利は、被相続人の配偶者や子供、孫の直系卑属、祖父母などの直系尊属に限られ、兄弟姉妹には、遺留分は認められません。具体的な遺留分の割合ですが、直系尊属だけが相続人の場合は、遺産の 3 分の 1 、その他の場合は 2 分の 1 です。これに法定相続分を乗じたものが各相続人の具体的な遺留分となります。

例えば、妻と子供 2 人がいるにもかかわらず、夫が、第三者に全財産を遺贈するとの遺言をした場合、遺留分は、全体の 2 分 1 です。遺言がなければ、妻と子供の法定相続分は、妻と子供達は、2 分の 1 ずつで、かつ、子供は、それを 2 等分することから各自 4 分の 1 となります。そこで、遺留分は、妻は、2 分の 1 × 2 分の 1 = 4 分の 1 、一人の子供は、2 分の 1 × 2 分の 1 × 2 分の 1 = 8 分の 1 という計算になります。

3 遺留分を行使する権利のことを「遺留分減殺請求権」と言いますが、この権利は、相続が開始したこと及び遺留分を侵害する遺贈等があったことを知ってから 1 年以内に行使しないと時効で消滅します。また、相続開始の時から 10 年を経過した時も（侵害されたか否かの知不知を問わず）消滅します。相続人間の紛争で、遺産分割を請求し、あるいは遺産分割の調停を申したてたが、遺留分減殺請求権を行使するという意思を明確にしないまま、遺産分割の手続を進めてしまうと、その間に 1 年の短期消滅時効の期間を過ぎてしまうことがあるので、不満がある場合は、まず、「遺留分減殺請求権を行使する」という意思を明

確にして協議に入る方が無難だと思います。

第4 遺言書がないと予想される事態

- 1 相続人間で、遺産分割の協議がまとまればよいが、そうでない場合、調停→審判等で遺産分割成立まで何年もかかる。
- 2 財産の処分が困難。預貯金の引き出しが困難。相続税の納付に遺産があてられない（相続開始を知った日から10か月以内。怠ると無申告加算税や延滞税がくる）。
- 3 法定相続分による遺産分割がもたらす悲劇
法定相続分に従った遺産分割。このため、ほとんど付き合いのない親族が財産を取得し、家族が財産を手放す事態も発生。

第5 遺言があればこんな相続も可能

- 1 相続人以外に財産を遺したい（遺贈）。
①内縁の妻、②配偶者の連れ子、③老後の面倒をみてくれるることを条件に長男の嫁、④孫、⑤世話をしてくれた知人。
 - 2 法定相続分とは異なる相続を実現させたい。
①妻に全財産、②老後の面倒を見るなどを条件に特定の子供に多くの財産をあげたい、③家族全員が平等になるように財産をあげたい。
 - 3 個々の相続人にそれぞれ必要な財産を相続させたい。
①家業を継いでくれる子供に事業を承継させたい、②同居中の子どもに自宅を相続させたい。
 - 4 慈善事業等に寄付したい
①母校に財産を寄付したい、②福祉団体に使って欲しい。
 - 5 ペットのために財産を遺したい。
ペットの世話をしてもらうかわりに財産を知人に遺贈したい。
- 6 その他、財産に関する事項以外について述べておきたい=強制力はないが、故人の意志として尊重。
①葬儀や埋葬の方法について決めておきたい。②臓器移植の希望、③相続に対する思いや家族への感謝の言葉を書き遺したい。④相続人の中で財産を遺したくない人がいる場合は排除も可能（但し、排除原因が必要）。

第6 自分には遺言書が必要ない？

- 1 自分には、財産がないから必要ない？
- 2 家族仲が良いから必要がない？
- 3 特に相続について希望が無いから必要ない？
- 4 財産を使い切ろうと思っているから必要はない？

※思わぬ事態が生じることも→遺言書を作成して安心・スムーズな相続

第7 遺言適齢期

法律上は、満15歳からです。しかし、遺言能力を考えると元気なうちに使うべきです。認知症等、自分の行為の結果を判断できるに足りる精神的能力（意思能力）がないと、遺言は無効です。

第8 遺言の変更は自由自在

- 1 遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができます（民法1022条）。

2 前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなされています（民法 1023 条）。

第 9 遺言の種類

普通方式：①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言

特別方式：①危急時遺言、②隔絶時遺言

第 10 自筆証書遺言について

1 一人でいつでも、また、どこでも作成することができるのが自筆証書遺言です。遺言の内容も、遺言の存在さえも、他人に秘密にしておけるメリットがある反面、①遺言書の遺言方式に関する知識の不足から方式不備の問題が生じやすく、表現がまずくて内容が不明確であったりした場合には、遺言の効力について紛争が生じることがある。②保管場所の選択を誤ると、紛失したり、周囲の人に隠されたり盗まれたり、変造されたりするおそれがあること、また、遺言者の死亡後の発見が遅れたり発見されずに終わってしまうことがある、などの問題点もあります。①の点は、自分で勉強するか弁護士など専門家に相談すれば解決できます。②の点は、遺言者が保管方法を工夫するしか手がありません。

2 自筆証書遺言の作り方

自筆証書遺言を書く場合に注意すべき最も重要な点として、以下の 4 点です。これらはいずれを欠いても、有効な遺言とはならない遺言の作成要件です。

(1) 遺言者が遺言の全部を自筆すること

他人に代書させたものは、たとえ遺言者のいうとおり忠実に筆記したものであっても法律上は無効となります。また、パソコン、ワープロなどを使用したものは無効です。テープなどで録音したものも認められません。用紙については制限がなく、ノートの切れ端や広告の紙の裏に書いても有効ですが、下書きの原稿と受取られかねませんので避けるべきでしょう。筆記用具は、万年筆、ボールペン、毛筆が適当です。鉛筆は変造される危険が高いので使用を避けるべきでしょう。

(2) 遺言者が遺言作成の日付を自筆すること

日付が必要とされるには、遺言の成立日を明らかにし、そのときに遺言する能力があったかどうか明確にしておく必要があるからです。また、遺言者の自筆で内容の異なる複数の遺言書が出てきた場合、最後のもの、すなわち、死亡時に最も近い日付のものが有効な遺言と認められることです。このように、遺言書作成の前後を確定する上で日付の記載は不可欠であり、日付のない遺言は法律上無効となります。4月吉日といった書き方は日にちが特定できず無効です。

(3) 遺言者が氏名を自書すること

氏名の自書が要求されるのは遺言者本人の遺言であることを明らかにするとともに、署名の筆跡の特徴は他人に真似のできないものであることから、これによって遺言の内容が本人の真意から出たものであることを確認することができるからです。氏名という以上、「姓」と「名前」を併記させなければなりませんが、「姓」または「名前」だけでもそれによって遺言者本人であることが明らかであれば有効です。また、雅号、芸名、屋号でも筆者の同一性が確かめられれば、有効です。

(4) 遺言者が遺言書に押印すること

押す印鑑には特に制限はなく、実印である必要はなく、認印でもかまいかいませんが一般的には実印を使用すべきでしょう。

(5) その他の注意点

1 「遺言書」という表題がなくても有効ですが、表題があったほうが明確でよいでしょう。

2 書き方は、縦書き、横書きのどちらでもかまいません。

- 3 字の表記は、アラビア数字（1, 2, 3・・・）でも、漢数字（一、二、三・・・）のどちらでもよいのですが、不動産や金額の数字については、後から変造されないように「壱、弐、参・・」の多角漢数字を使うとよいでしょう。
- 4 誰に何を相続ないしは遺贈するかをきちんと特定して書いてください。「預貯金、有価証券等を相続させる」と記載し、「等」に何が含まれるのか問題になったケースもあります。また不動産の表記は住居表示上の住所ではなく不動産登記簿を見てその表示にしたがって記載してください。
- 5 遺言書が2枚以上になる場合は、ホチキスか糊付けでとじ、契印してください。
- 6 遺言書を書き終えたら封筒に入れ、糊付けし遺言書に押印したのと同じ印鑑で封印してください。なお、封印のある遺言書は家庭裁判所で相続人立会いの下で開封しなければなりません。すなわち検認手続きが必要です。勝手に開封すると過料という一種の罰を科せられます。
- 7 改正法で緩和
今まででは、遺産目録も全て自筆でした。しかし、これは、大変な労力です。そこで負担軽減の為に目録まで手書きで作る必要はないということになりました。誰に何を分割するかという本文は手書きですが、遺産目録は、パソコンでの作成でも可能となりました。

第11 公正証書遺言について

- 1 公証人が関与して作成する「公正証書遺言」は、公証人が文面を作成してくれるし、様式不備になる心配もなく、原本を公証人役場で保管するため偽造・変造、盗難、紛失のおそれがなく、また、家庭裁判所の検認手続も不要といったメリットがあります。このため、確実に遺言を実現したいのであれば、確実性に欠ける自筆証書遺言より安心、安全です。
- 2 作成の手順は次のとおりです。①証人二人以上が立ち会う。②遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授する。③公証人が遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ又は閲覧させる。④遺言者及び証人が筆記内容の正確なことを承認した後、各自これに署名し印を押す。但し、遺言者が病気などで署名できないときは、公証人がその理由を付記して署名に代えることができる。⑤公証人が、その証書が以上の方に従って作ったものである旨付記して、これを署名し印を押す。
- 3 作成にあたっては必要なものは、①遺言者の印鑑証明書・実印、②相続人の戸籍謄本、③受遺者の住民票（写し）、④遺言執行者の住民票（写し）、⑤遺言の対象財産に関する資料（不動産登記簿謄本、預貯金通帳、賃貸借契約書等）などが必要です。
- 4 保管の心配がいらない（写しを紛失した場合は、再発行は可能です）。遺言の存在と内容は明確である。自筆できない人も可能という点は長所ですが、秘密が保てない（証人が口外する可能性もある）、手続きが面倒、次に述べるように費用がかかるという点が短所です。それでも、できれば、公正証書遺言をお薦めします。
- 5 費用ですが、①公証人手数料、②遺言手数料、③用紙代の費用がかかります。①の手数料は、相続財産の価格が、i 100万円まで5000円、ii 200万円まで7000円、iii 500万円まで1万1000円、iv 1000万円まで1万7000円、iv 3000万円まで2万3000円、v 5000万円まで2万9000円、vi 1億円まで4万3000円等と細かく法律で定められています。そして、相続人が複数いればそれぞれの手数料が発生します。②の手数料は、相続財産が1億円未満の場合に支払います（通常、1万1000円）。③の用紙代は、遺言書の枚数によって金額が変わります。一枚当たり250円で、標準的なケースとして合計3000円くらいですみます。
- 6 具体例として、8000万円の財産を子供二人が4,000万円ずつ相続するという公正証書遺言を作成する場合、①公証人手数料：2万9000円×2人=5万8000円、遺言手数料：1

万 1000 円、用紙代：約 3000 円で合計約 7 万 2000 円かかるということになります。詳細は、最寄りの公証人役場に問い合わせるといいでしょう。

第 12 遺言書を作成するポイントについて

- 1 まず、公平感を与えるように配慮することです。

特定の相続人をえこひいきして全ての財産を当該相続人に相続させるという遺言は、他の相続人に感情的なしこりが残り、争いを引き起こす原因になり、強いては遺言を作成した故人を恨み、墓参する気持ちもなくなります。

- 2 遺言の理由を書くこと。

特に、特定の相続人に全財産をあげるような場合は、「私の介護を長年にわたって、献身的にしてくれた」等、他の相続人を納得させる理由付けがあると良いでしょう。家族への感謝の言葉を書くこと。例えば「私の為に尽くしてくれた妻に心から感謝する」等と書くと遺言書の印象は良くなり、残された人も故人をさらに偲ぶでしょう。

- 3 相続割合ではなく、具体的な物を指定すること。

遺産の 4 割は長男、3 割は長女という割合で相続をさせるといった書き方は、遺産分割協議で具体的な配分を決めるときにもめる原因となります。そこで、具体的に、○○所在の不動産は長男に、××銀行の預貯金は長女にと、具体的に指定しておくと良いでしょう。

- 4 遺言書に書いていない財産については相続人を決めておくこと。

例えば、「遺言書に記載していない財産が出てきた場合は、誰々に相続させる」と書いておくと、後日、遺言書に書いていない財産が出てきても新たに遺産分割協議をする必要がありません。

- 5 日頃の言動と遺言書に内容を一致させること。

生前、父親が「俺が死んだらこの土地は長男のお前にやる」と言っていたのに、遺言書には、「土地は、兄弟平等に分けてもらいたい」と書いていたのでは、長男も納得できず、兄弟間の紛争の原因になります。ですから、生前の言動は、注意する必要があります。

- 6 こまめに内容を見直すこと。

遺言は、いつでも書き換えることができます。前の遺言と後の遺言の 2 通の遺言がある場合は、前の遺言は撤回され、後の遺言が効力を持ちます。ですから、10 年前に作成した遺言の時は、長男に全ての財産を相続させると書いてても、その後、長男と感情的に対立した時は、後の遺言で書き直すことができます。家族の結婚、離婚、孫の誕生などの家族関係等の変化に伴い、内容を見直して、最新の意思を遺言書に反映すべきです。

- 7 もっとも身近で信頼できる人に遺言書の存在を知らせておくこと。

死後、誰も遺言書あることを知らずに発見が遅れてしまうことがないように（自筆証書ではその可能性は高い）、配偶者、信頼できる友人、あるいは弁護士など専門家に存在を知らせておくと良いでしょう。

- 8 遺言執行者を決めておくこと。

確実に遺言を実行するためにできれば、遺言執行者を決めておくと良いでしょう。

第 13 いわゆる遺産（相続財産）とされるものには、どのようなものがあるか。

- 1 プラスの相続財産を見てみましょう。この場合の財産として、以下のものがあります。
①現金、預貯金等の現物財産、②土地、家屋の不動産、③賃借権、抵当権などの不動産上の権利、④自動車、貴金属、骨董品、美術品、家財道具などの動産、⑤株式、国債、社債、ゴルフ会員権、リゾート会員権などの有価証券、⑥売掛金、貸付金、損害賠償請求権（父親を交通事故に亡くした場合、加害者に対する損害賠償請求などは相続されます）。なお、この場合、慰謝料額は相当な金額になりますが、この慰謝料額も相続されます）などのその他の債権、⑦著作権、特許権などの知的財産権、⑧故人が受取人の生命保険金、⑨電話加入権などです。

- 2 他方、マイナスの相続財産を見てみましょう。この場合の財産として、以下のものがあります。
①借金、ローンなどの負債、②故人が連帯保証人になっている場合の保証債務、③不法行為、債務不履行などの損害賠償債務、④未納の税金などの公租公課、⑤営業上の未払い代金などの買掛金などです。
- 3 相続財産としてみなされないものとしては、以下のものがあります。
①墓地、仏壇、位牌、遺骨などの祭祀財産、②香典、葬儀費用（棺柩その他の祭具、葬式場の設営、読経、火葬の費用、墓標の費用、通夜、告別式の参列者の飲食代、納骨代といったものが含まれます。四十九日の法要の費用、葬儀後の見舞客の食事代は範囲外です。）。①、②は、一般的には、喪主ないし葬儀を主宰する祭祀承継者が承継します。③故人のみに帰属する権利（一身専属権＝身元保証など）、④故人以外が受取人の生命保険金（指定されていた受取人が先に死亡し、再指定しないまま契約者が亡くなった場合は、相続できます）、⑤死亡退職金（公務員の場合は法律で、会社の場合は、就業規則で受取人が定まっています。但し、生前に退職金を本人が受け取っていれば、退職金は、当然相続財産に含まれます。）、埋葬料などです。
- 4 父親の相続財産を相続するか否かについては、まず、プラスの財産とマイナスの財産をすべて調査した上で決めます。相続財産が少なく、マイナス財産が大きい場合は、相続放棄の手続きを検討すべきです。但し、自己のために相続開始があったことを知った時から3か月以内にその旨を家庭裁判所に申述べなければなりません。相続放棄すると父親の財産については、初めから相続人とならなかったものとみなされるので、相続財産を一切相続しないことになるので、慎重に判断する必要があります。
- 5 相続することになれば、プラス、マイナスの相続財産をどのように分けるかなど、母親、妹と協議をします。協議が成立すれば遺産分割協議書を作成します。しかし、紛争になれば、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることになります。

第14 遺言信託について

信託銀行のパンフレットなどにも「遺言信託」というサービスを見かけますが、これは、遺言にかかる一連のサービスを意味します。これは、遺言を書くときに遺言執行者として信託銀行を指定しておき、いざ相続が生じたときに遺言執行者として指定してある信託銀行が、遺言に記載されている通りに財産の分割に関する手続きなどをを行うサービスをいいます。このサービスは「信託」という言葉を使っていますが、**信託法**でいう「信託」という制度の利用とは異なります。信託法上では、信託とは、信託契約、遺言、公正証書等という方法によって、「特定の者が一定の目的に従い、財産の管理又は処分及びその他の当該目的を達成の為に必要な行為をすべきものとすること」といいます(信託法2条、3条)。具体的に述べれば、長男の子ども、すなわち、内孫のために、自分の預貯金の一部を、孫が大学を入学した際の学費に使いたいと思った場合、あらかじめ信託銀行との間に、ある程度まとまった預金を信託財産とし、自分が亡くなったときは、その預金を孫の学費に充てられるよう管理・処分してもらう信託契約を結んでおけば、信託銀行はその契約に基づいて学費の支払をしてくれます。このような信託を「**遺言代用信託**」と言います。遺言と違うのは、**生前に信託の効力が発生する点です**。この「遺言代用信託」で、自分が亡くなった場合、信託した預金から、葬儀費用を配偶者等に渡すようにと契約（例えば、「私が亡くなったら、妻の口座に葬儀費用として300万円振込むこと」と指定する等）すれば、面倒な相続協議をしなくても（通常、亡くなった人の預貯金は、協議が終了するまで凍結されますが）すぐに指定された配偶者にお金が渡されます。

その他、家族の当面の生活費、あるいは、年金のように定期的に一定額を残された家族に渡すことも可能です。多くの信託銀行は、元本保証のタイプの遺言代用信託を取り扱っており、1000万円までは元本および利息が保障されます。もっとも、預けた資産の事務・管理のために管理手数料がかかる場合もあるので、詳細は信託銀行に問い合わせてみるとよいでしょう。

第 15 代償分割について

Q：父親が亡くなつたので、長男である私は、実家である父親名義の土地、建物を相続して実家を守りたいと弟や妹に言ったところ、弟らは、「私達も相続権があるので、兄さんのみが、実家の不動産を相続するのは不公平だ。」と言い出しました。どうしたら良いでしょうか。なお、父親の相続財産ですが、実家の土地、建物以外に特に財産といえるものはありません。

A：相続財産（遺産）をどのように分け合うかは非常に難しい問題ですが、一般的に遺産分割の方法として、3通りあります。まず、①現物分割という方法です。これは、遺産分割の対象となる相続財産を、相続人間で分けることをいいます。例えば、不動産は全部長男、動産はすべて次男、預貯金や現金は妹という分け方です。次に、②代償分割という方法です。これは、相続人の一部の者が現物取得し、他の相続人には、その現物を取得した相続人が一定の金銭等を支払うという分割方法です。最後に③換価分割という方法です。これは、遺産分割の対象となる相続財産の全部又は一部を売却して、売却代金を分け合う遺産分割の方法です。

設問のように、不動産しか財産が無い場合、不動産は分割しにくい財産であり、例えば、親と同居している長男が「自宅不動産」を相続すると、他の兄弟姉妹は相続する財産がなくなってしまいます。そこで、遺産分割協議において、「長男は、親の土地、建物を相続する。ただし、長男は、弟並びに妹に対し遺産を取得しない代償として各 500 万円を支払う」という代償分割を取る方法が良く利用されます。つまり、代償分割は、相続財産に農地や事業用不動産、同族株式等が含まれる場合、細分化、共有化を避けることができます。とりわけ、不動産の遺産分割紛争で、この代償分割による解決が効果的です。例えば、設問のように長男が相続すれば弟や妹には何も残りません。だからといって、長男、次男、妹が共有にしたところで、長男が自宅に居住し、弟や妹が居住しないなら、弟らは何もメリットもありません。また、共有状態で、長男や弟らが亡くなるとそれぞれの子や配偶者が相続して共有者となり、権利関係が複雑になります。こうした、共有相続を回避するための方法として代償分割はメリットがあります。なお、一括で払えない場合は、月々 10 万円を分割で支払う、あるいは、1 年後に支払うというように支払期限を猶予したりすることも可能です。一般的に、代償は、「現金」であることが多いですが、相続人間で合意すれば、現金以外の物や権利でもかまいません。なお、遺産分割協議書で、代償分割の内容を必ず明記することが必要です。そうでないと、相続人間の単純な贈与として「贈与税」がかかります。

ただ、長男が自分の預貯金などで他の兄弟姉妹に分割（代償分割）できればよいのですが、それほどもっていないのが現状です。それでも、「兄弟姉妹は平等」という意識が強くなつて、誰もが一歩も引かず、激しい攻防が繰り広げられます。まさに相続は「争族」になります。このため、親は、生前、自分の不動産について誰に承継させるか「遺言書」を作成しておくことが肝要です。

第 16 改正相続法

平成 30 年 7 月 6 日、改正相続法が成立し、同月 13 日に公布され、原則、公布日から 1 年以内に施行されます。今回の改正法は、高齢化社会の進展等の社会経済情勢の変化を前提にして、①相続が開始した場合の配偶者の居住確保、②遺産分割前の預貯金債権の行使、③自筆証書遺言の方式の緩和、④遺留分減殺請求権の金銭債権化などです。

以上

2018年10月20日

平成30年度「市民公開講座」第3回 『労働をめぐる諸問題』

愛知学院大学法務支援センター
教授（弁護士） 岩井 羊一

1 労働時間

労働基準法 1日 8時間
1週間40時間
7日に1回の休日 西欧の影響

(趣旨) 労働者の健康

2 労働時間の規制の例外

労基法36条 36協定 労働時間を延長できる
割増賃金を支払わなければならない
平日 1.25倍
休日 1.35倍
深夜 22時から5時 1.5倍
1か月60時間を超える 1.5倍

(趣旨) 時間を延長できる趣旨

労働者も余暇を労働に提供したい者がいる。
使用者も労働者に割増賃金を支払って仕事をしてもらうほうが効率的
一協定で法の例外を作れるようにする
割増の賃金を規定した趣旨
労働時間の延長を抑制

実際の状況

[資料] 労働時間の状況 {過労死白書}

3 労働時間の弾力化

(1) 変形労働時間

月初めと月末には仕事量が非常に増える一方、月の半ば頃は少なくなる。

(2) フレックス制

個人が効率的に時間配分を行なうことで、残業の軽減につながる

(3) みなし労働

使用者の目の行き届かない社外で働いている

(4) 裁量労働制

ア 専門業務型裁量労働制

研究期間の研究者 プロデューサー コピーライター 大学 教授 弁護士 建築士

イ 企画業務型裁量労働制

事業運営上の重要な決定が行われる企業の本社などにおいて 企画、立案、調査及び分析を行う労働者

※裁量制の問題点 労働時間が長くなりがち

三菱電機の報道

4 過労死の問題

(1) 過労死とは

この法律において「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。

(2) 過労死基準

脳・心臓疾患の認定基準

80時間 100時間

(3) 過労自殺

精神障害の認定基準

100時間 120時間 160時間

(4) 過労死、過労自殺の原因

長時間労働 パワハラ

※パワーハラスメントとは

(5) 過労死等防止対策推進法 2014年

過労死を防止するのを国の責務とした

(6) 過労死の実態

ア 脳・心臓疾患 横ばい

精神障害 上昇

イ 脳・心臓疾患 40代から50代

精神障害 20代から30代

ウ 業種別

「脳・心臓疾患」は「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」が多い。「精神障害」は、「製造業」、「卸売業、小売業」が多い。

{資料} 過労死白書 {骨子}

{資料} 過労死防止リーフレット

4 電通事件 高橋まつりさんの事件

(1) 労災認定

{資料} 新聞記事

(2) 民事事件

(3) 刑事事件

(4) 問題点

労働時間をごまかしていた。

パワーハラスメント

5 働き方改革

(1) 労働時間の規制

今までの制度だけで労働者の健康が守れるか

労働時間の上限規制

インターバル制度の努力義務

これまでの労働時間の規制では使いにくい

フレックスタイム制

裁量労働制の拡大→見送り

(2) 最大の争点

高度プロフェッショナル制度

職務の範囲が明確で一定の年収（少なくとも1,000万円以上）を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、年間104日の休日を確実に取得させること等の健康確保措置を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。

(3) その他働き方改革について

{資料} リーフレット

6 まとめ

労働法 社会の在り方に直結する。

平成30年度「市民公開講座」第4回 『交通事故の民事責任について』

愛知学院大学法務支援センター

教授（弁護士） 浅賀 哲

1 交通事故による損害の請求

case 4-1

私は、車で赤信号待ち停車中、運送作業中のトラックに追突される交通事故に遭いました。事故で私の車は大破し、私自身怪我で3日間入院しその間仕事を休みました。その後約3ヶ月間バスで通院し、最近やっと通院が終わりました。今回、誰に対し、どういう損害の請求が可能でしょうか。

○ 法律知識

○ 物的損害と人的損害の項目について

資料 交通事故損害賠償額算定基準 名古屋相場

○ 証拠の話

○ 遅延損害金 5パーセント

2 後遺障害に関する損害

case 4 – 2

私は、横断歩行中に信号無視の自動車に轢かれる交通事故に遭い、下半身が完全に麻痺し車椅子生活となり、事故前の職業に復帰出来ず、自宅改造や生活全般の家族の付添介護が必要になっています。加害者に対し、後遺障害に関してどのような損害を請求することができるでしょうか。

○法律知識

○後遺障害に関する損害賠償請求方法

3 損害賠償額の減額事情

○法律知識

○本件の対応について

4 交通事故紛争の解決方法

case 4-4

私は、交通事故で負傷し後遺障害認定を受けました。事実関係について争いはないものの、過失割合や損害額に争いがあり、加害者側保険会社から少ない賠償額を提示され話し合いでの解決は難しそうです。何らかの手続を利用して解決したいのですが、手続や費用等について教えてください。

○法律知識

○紛争解決手続の選択にあたって

→ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター愛知県支部

住所	(面接相談・高次脳機能障害面接相談) 〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-22-8 大東海ビル9階 名古屋法律相談センター内 (示談あっせん) 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 1-4-2 愛知県弁護士会館内
取扱業務内容	面接相談 高次脳機能障害面接相談 示談あっせん
電話	(面接相談・高次脳機能障害面接相談) 052-565-6110 (示談あっせん) 052-221-7097
相談時間	(面接相談) 毎週月～土 10:15～12:45 13:30～16:00 ※休憩時間各相談につき 5分

→ 弁護士賠償保険特約 LAC

添付資料

1 交通事故損害賠償額算定基準

株式取引とインサイダー取引

服部育生

はじめに

インサイダー取引規制の経緯、必要性、特徴、条文の概要

I 禁止の名宛人 166条1項1号～5号・3項

1 上場会社Aの役員（取締役・執行役・監査役）、代理人、使用人、その他の従業員（1号）。

（注）アルバイト、パート、派遣社員、出向社員も含まれる。

2 上場会社Aに対する会計帳簿閲覧請求権（会433条1項）を有する株主（2号）。

（注）B社がA社の議決権の3.5%を保有しているならば、B社自体に加えて、B社の担当取締役も含まれる。

3 上場会社Aに対し法令に基づく権限を有する者（3号）。

（ア）A社に対し許認可、調査等の権限を有する監督官庁の公務員。

NECエレクトロニクス事件（東京地判平25.6.28）では、経済産業省の大蔵官房審議官。

（イ）法令の委任を受けてA社に対し検査を行う団体の職員。

4 上場会社Aと契約を締結している・その交渉をしている者（4号）。

（ア）契約締結者Bが法人であるならば、B社の担当役員b等も含まれる。

（イ）A社の取引先B銀行が、A社の手形不渡り情報を得て、保有A株式を売付ける。

5 上記2又は4に該当する法人の役員等（5号）。

上場会社AとB社（営業部担当者C）が契約交渉している。B社内でCは経理部長Dに契約進捗状況を報告する。DはCの報告からA社の重要事実を知る。

→Cは4号で会社関係者（契約の締結・交渉・履行に関し知る）。

→Dは5号で会社関係者（Dの職務に関し知る）。

6 情報受領者（3項）

（ア）会社関係者（1項1号～5号）から重要事実の伝達を受けた者（3項前段）。第2次情報受領者は除外。

（イ）B証券会社の証券アナリストCは、上場会社Aへの取材によりA社役員（会社関係者）から重要事実の伝達を受けた。Cはこれを上司（役員）Dへ報告した。

（ウ）Cと同じ法人Bに所属しているDは、形式的には第2次情報受領者であるが、情報受領者とされる（3項後段）。但し、DはDの職務に関しCから重要事実を知らされたことが必要。

II 重要事実 166条2項1号～4号

1 決定事実（1号）

- (ア) 新株発行 資本金減少 自己株式取得 株式分割 剰余金配当
組織再編 新製品の企業化 業務提携等
(イ) 会社法所定の決定権限のある機関による決定に限られない。
エルピーダメモリ事件（東京地判平25. 6. 28）では、社長が第三者割当増資を準備・検討中である旨を取締役会へ報告した時点で、決定あり。

2 発生事実（2号）

- (ア) 災害起因・業務遂行過程損害等の発生 主要株主（持株比率10%）の異動
上場廃止原因事実の発生
(イ) 財産上の請求に係る訴の提起・判決 免許取消・営業停止処分
親会社の異動 手形不渡り

3 業績予想の修正（3号）

売上高（10%） 経常利益（30%かつ資本比5%）
純利益（30%かつ資本比2.5%） 剰余金配当

4 包括条項（4号）

- (ア) 上記1～3に該当しないが、投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実。
(イ) マクロス事件（東京地判平4. 9. 25）では、架空売上40億円計上の発覚。
←→業務予想の修正？
(ウ) 日本商事事件（最判平11. 2. 16）では、医薬品の副作用情報の発覚。
←→業務遂行過程発生損害？

5 子会社情報（5号）

- (ア) 上場A社の子会社（a₁ a₂ … a_n）の決定事実、発生事実、業績予想修正、
包括条項。
(イ) 上場A社（持株会社） 事業はa社で遂行
A株式の投資者にとって、a社の情報が重要。

III 知った方法

1 役員等 その者の職務に関し知ったとき

e x 監査役が取締役会に出席して重要事実を知る。

2 会計帳簿閲覧請求権を有する株主 当該権利の行使に関し知ったとき

e x 株主が権利行使の結果として知る、権利行使の交渉の過程で知る。

3 監督官庁の公務員 当該権限の行使に関し知ったとき

e x 公務員が当該権限と密接に関連する行為により知る。

4 契約締結者 当該契約の締結・交渉・履行に関し知ったとき

e x ホーマック事件（札幌地判平20. 1. 16）

D社の代表取締役Eが、A社・B社との間で「プレス配布資料作成に係る業務請負契約」を

締結→Eは、A社・B社が株式移転を行うことに関する決定を知り、A株式・B株式を買付けた。

5 法人の役員等 その者の職務に関し知ったとき

e x 上記 I の 5 参照

IV 公表

- 1 重要事実の「公表」がなされた後でなければ、会社関係者・情報受領者の取引は許されない（166条1項4項）。
- 2 報道機関（2社以上）に対して公開し、かつ12時間経過（166条4項、施行令30条1項1号）。
- 3 金融商品取引所に通知し、重要事実がT丁寧等により公衆の縦覧に供される（施行令30条1項2号、適時開示）。
- 4 重要事実の記載された有価証券届出書・有価証券報告書等が提出され、公衆の縦覧に供される（166条4項）。

V 日本商事事件

1 事実の概要

日本商事開発の新薬 副作用症例発生

1993. 10. 12. 午後3時 マスコミ（複数）に副作用情報を公表。

10. 12. 昼前 A薬品営業部次長甲がB医院を訪問。

甲は至急文書（副作用）をBへ手渡す。

10. 12. 午後1時 Bは日本商事1万株を空売り、翌日買戻して470万円の利益を得る。

2 第一审 大阪地判平8. 5. 24

(ア) A薬品は日本商事との間で薬品の販売取引契約。

A薬品（担当役員丙）は契約の履行に関し副作用情報を知る（1項4号）。

A薬品甲は、甲の職務に関して、丙から副作用情報を知らされる（1項5号）。

医師Bは、会社関係者（A薬品甲）から副作用情報の伝達を受けた第1次情報受領者（3項）。

(イ) 重要事実は包括条項（2項4号）

業務遂行過程発生損害（2項2号）と見る余地もあるが、軽微基準（損害額の総資産の1%未満）を超すか否か不明。

(ウ) 医師Bについては、罰金30万円。

3 控訴審 大阪高判平9. 10. 24

(ア) 2項4号の包括条項は、2項1号～3号以外の事実。

(イ) 本件では、2項2号業務遂行過程発生損害を検討すべき。

4 最判平11.2.16

(ア) 副作用症例発生

α 業務遂行過程発生損害の面。

β 日本商事の将来の業務展開に及ぼす影響。

(イ) βについては包括条項（2項4号）の重要事実たりうる。

(ウ) 原判決を破棄し、大阪高裁に差戻す。

5 差戻審 大阪高判平13.3.16

(ア) 副作用症例発生 日本商事の信頼性を傷つける。

包括条項の重要事実に該当する。

(イ) 結論 第一審判決と同じ

VI 大日本土木事件

(1) 大日本土木（A）は、UFJ銀行（B）と銀行取引契約を締結している。

(2) B銀行名古屋営業本部長Cは、重要事実（A社が民事再生手続開始の申立を行うこと）を、
契約の履行に関し知る。 Cは1項4号の会社関係者。

(3) B銀行東京本部調査役Dは、重要事実をDの職務に関し知る。 Dは1項5号の会社関係者。

(4) Dは、上記重要事実を岐阜銀行（E）の副頭取Fに伝える。 Fは3項前段の情報受領者。

(5) E銀行社員Gは、上記重要事実をGの職務に関し、Fから知らされる。 Gは3項後段の
情報受領者。

(6) Gは、知人HにA株式5万株を空売りさせて、240万円の利得をHに得させる。

(7) 名古屋地判平16.5.27 Gに罰金80万円。 G自身はA株式を売買しておらず。
Gが知人HにA株式の売買を指示する行為も、売買等をするに含まれると解釈？

2018年11月17日（土）

平成30年度「市民公開講座」第6回

『行政手続の適正化について』（レジュメ）

愛知学院大学法務支援センター

教授 榊原 志俊

I 行政手続とは何か

- 1 行政手続の概念
- 2 行政手続の意義
- 3 行政手続法の制定

II 行政手続法

- 1 行政手続法の目的、対象、適用除外
 - (1) 行政手続法の目的
 - (2) 行政手続法の対象
 - (3) 行政手続法の適用除外
 - (a) 処分および行政指導についての適用除外
 - (b) 地方公共団体の行政についての適用除外
- 2 行政処分手続等
 - (1) 申請に対する処分の手続
 - (a) 審査基準
 - (b) 標準処理期間
 - (c) 申請に対する審査・応答
 - (d) 理由の提示
 - (e) 公聴会の開催等
 - (2) 不利益処分の手続
 - (a) 処分基準
 - (b) 理由の提示
 - (c) 意見陳述手続一聴聞と弁明の機会の付与
 - (d) 聽聞手続
 - (e) 弁明手続
 - (3) 届出手続
- 3 行政指導手続
- 4 処分等の求め
- 5 意見公募手続等

III 手続の違法と行政処分の取消し

- 1 聴聞の違法
- 2 理由提示の違法

2018年11月24日（土）

平成30年度「市民公開講座」第7回

『裁判について』（レジュメ）

愛知学院大学法務支援センター
教授 梅田 豊

裁判の意義としくみ

1. 人間に法制度（法・裁判）が必要な理由

- ① 人間の生命活動の特徴＝理知（論理的認識・思考）
- ② 他の動物の生命活動の特徴＝本能知（その種に組込まれた生来的な共通のパターン）
- ③ 人間は理知を使うことにより各個体（個人）毎に独自・個性的な人生を生きる他方で人間は社会を形成するための「決めごと（＝ルール）」が必要
- ④ 「決めごと（＝ルール）」は社会の拡大・複雑化に伴い法制度（国家）となった

2. 民事裁判と刑事裁判の違い

- (1) 民事裁判で問題になること
民事上の違法行為＝不法行為等 ← 損害賠償責任（民事制裁）
- (2) 刑事裁判で問題になること
刑事上の違法行為＝犯罪 ← 刑罰（刑事制裁）
- (3) 前提となる基本的な考え方
 - ① 民事裁判は私人と私人との間の紛争（トラブル）の解決が目的
民事上の権利・利益は当事者による処分が可能（私的自治の原則）
→形式的真実主義
 - ② 刑事裁判は国家（社会）に対する私人の侵害（治安・秩序の侵害）が問題
刑事上の利益（治安・秩序の回復）は当事者による処分原則不可
→実体的真実主義
 - ③ 民事は過失責任主義 ⇔ 刑事は故意責任が原則

3. 民事と刑事における手続上の違い

(1) 挙証（立証）責任の分配と証明の程度

- ① 民事＝原告：「証拠の優越」
- ② 刑事＝検察官：「合理的な疑いを越える証明」
＊無罪推定・「疑わしきは被告人の利益に」

(2) 捜査（起訴前）手続（特に強制処分）の有無とその規制

4. 裁判における正義とは（真実の扱い）

(1) 民事裁判における立証の原則

- ① 当事者間で争いのない事実は真実とみなす
- ② 事実を主張する側が立証（証明）責任を負う
- ③ 証明の結果いずれとも言えない事実は無いものとする

(2) 刑事裁判における証拠能力の制限

- ①自白法則（憲法38②）、違法収集証拠排除法則（判例）等
- ②実体的真実<手続的正義

5. まとめ

平成30年度市民公開講座(平成30年11月24日:梅田担当)追加レジュメ

生物の四つの定義

- ①(自己と外界との)明瞭な境界 → 体を持つ
- ②(エネルギーと物質の)代謝 → 食べること=食欲
- ③(分裂や有性生殖による)自己複製 → 子孫を残す=性欲
- ④恒常性(ホメオスタシス)の維持

人類の誕生と言葉(言語)の起源

地球の誕生=約45億年前 (ちなみに、宇宙の誕生=138億年前)

生物の誕生=約38億年前

生物の陸上進出=約4億年前

ホミン(人類の祖先)=800万年前

ホモサピエンス(現生人類)=約20万年前

数万年前? =人類が音声言語獲得

約1万年前=陶器等に記号

約5000年前頃=文字の使用

約4000年前頃=漢字の使用

自白排除法則

憲法第38条

1項 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。(=黙秘権)

2項 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることはできない。

違法収集証拠排除法則

証拠の収集手続に重大な違法がある場合に、その証拠能力を否定し、証拠から排除するという原則

愛知学院大学法務支援センター市民講座
「下流老人」問題を考える—生存権の今日的意義—

2018年12月1日
高橋 洋（憲法）

はじめに

「老後破産」、「下流老人」、「ワーキング・プア」、「ネットカフェ難民」、「貧困世代」、「奨学金破産」、「貧困の連鎖」、「子どもの貧困」、そして「ホームレス」、「格差社会」

日本社会における貧困を表す言葉は最近とみに増えている。ただし、一定の生活水準を保っている者にとっては、「貧困」は見えにくい（人の財布の中身はわからない）。しかし、日本における貧困問題は深刻さを増しているのではないかと思われる。それは、上記のような言葉の中に全ての世代が含まれ、各世代それがその世代特有の問題に直面しているというところに現れているように思われる。今日はその中で特に高齢者の貧困の問題を考えてみたい。

1 貧困とはどのような状態をいうのか

1) 相対的貧困という考え方

i) 相対的貧困率とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。また、貧困線とは、等価可処分所得（※）の中央値の半分の額をいう。

（※）等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいう。

ii) 最近の調査から

	国民生活基礎調査 平成28年										
	昭和60年 (1985)	昭和63年 (1988)	平成3年 (1991)	平成6年 (1994)	平成9年 (1997)	平成12年 (2000)	平成15年 (2003)	平成18年 (2006)	平成21年 (2009)	平成24年 (2012)	平成27年 (2015)
相対的貧困率 (単位：%)	12	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16	16.1	15.7
子ども	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
名目値（単位：万円）											
中央値	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244
貧困線	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122
実質値（昭和60年基準）（単位：万円）											
中央値	216	226	246	255	259	240	233	228	224	221	211
貧困線	108	113	123	127	130	120	116	114	112	111	106

注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。

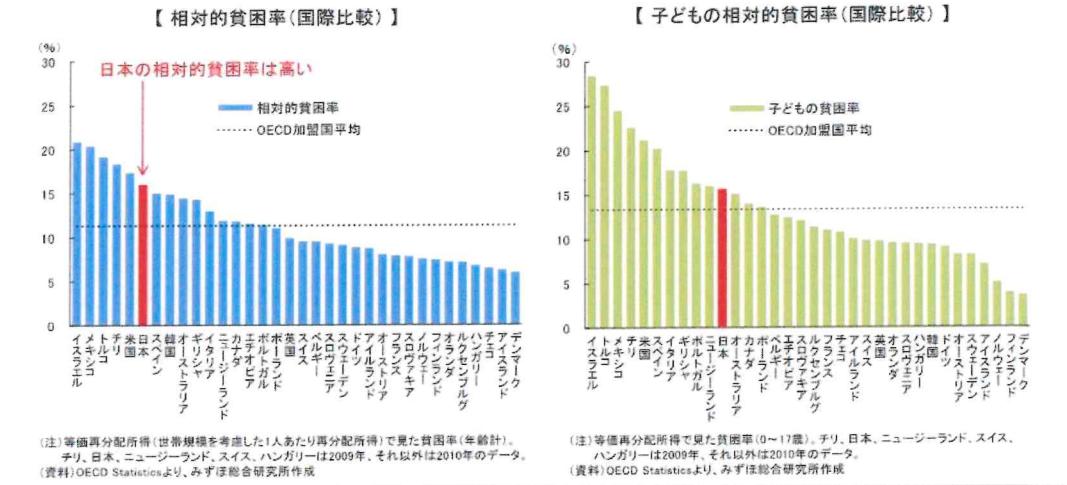
3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

4) 等価可処分所得金額不詳は含まない。

2) 相対的貧困率の国際比較

2(3) 貧困率の国際比較～新興国、日本、アングロサクソン諸国等で貧困率が高い

- 相対的貧困率(可処分所得が中央値の半分未満の人の割合)は、新興国・アングロサクソン諸国で高く、北欧・大陸歐州諸国で低い
- 日本の相対的貧困率は、先進国の中では高いが、人口の高齢化などの影響を考慮する必要



MIZUHO

10

www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afieldfile/2015/08/27/27zen17kai7.pdf から

3) 絶対的貧困という考え方

世界的に言うと、世界銀行が1日の所得が1.25米ドル(約150円、月4500円)を絶対的貧困ラインとしているが、これは日本では基本的に問題とならない。このレベルの所得しかない者で資産もない者は生活保護の対象となって、そこからは脱出できるからである。

ただし、日本で絶対的貧困が完全に解決されたわけではないことは、時々発生する餓死者がそれを示している。たとえば、「1995年から2011年までの17年間に国内で餓死した人の総数は実に1129人」稻葉剛『生活保護から考える』(岩波新書、2013年)、「2000年の大阪市内における路上生活者の路上死が年間213人」(同)という指摘がある。(路上死には、餓死、凍死、心不全など病死とされるものを含む。)

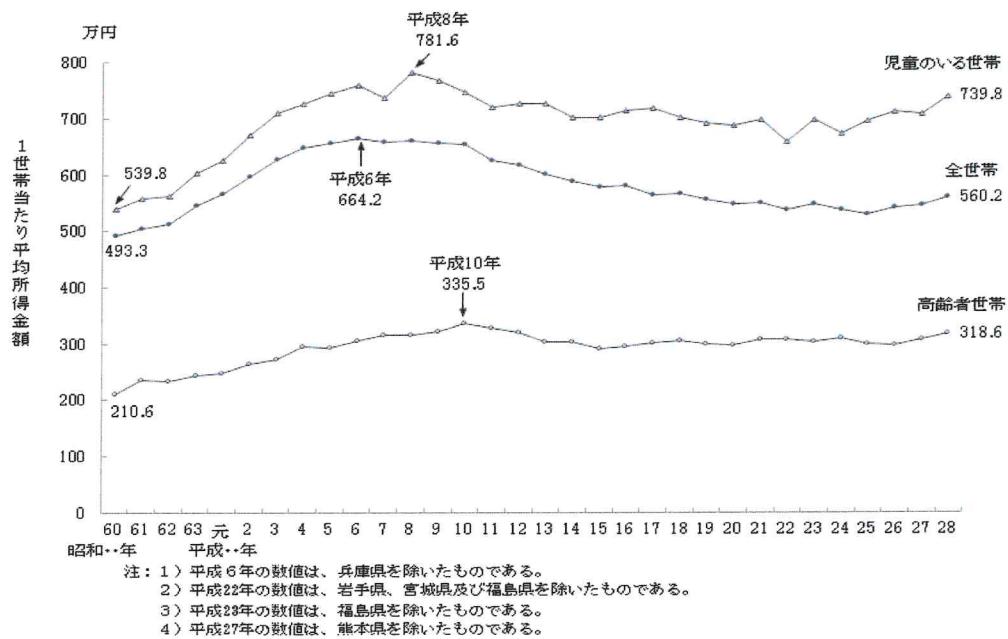
絶対的貧困というのは、人間の生命や労働力を維持していくのに必要な「衣食住」を最低限充たす程度の生活水準以下の状態をいうのであるが、相対的貧困は、「人として社会に認められる最低限の生活水準」以下の状態をいい、社会の生活水準を前提として決められる。OECDは、それを等価可処分所得の中央値の50%の所得としている。そして日本の生活保護基準は、この相対的貧困線を用いて設定されているといわれる(以上、阿部彩『子どもの貧困』(岩波新書、2008年)による。)。

3) 日本人の生活水準の推移

厚生労働省の国民生活基礎調査（平成 29 年）から

① 所得の推移

図 8 各種世帯の 1 世帯当たり平均所得金額の年次推移



このグラフで見ると、平成 6 年をピークとして世帯の所得水準が下降しているのがわかる。最近は上向いているが、それでもピークの回復にはほど遠い。

さらに、下のグラフ（図 9）でわかるように、平成 28 年の世帯所得の中央値は平均値よりも 100 万円以上も低く、上位の所得層が平均値を引き上げているのがわかる。

図 9 所得金額階級別世帯数の相対度数分布

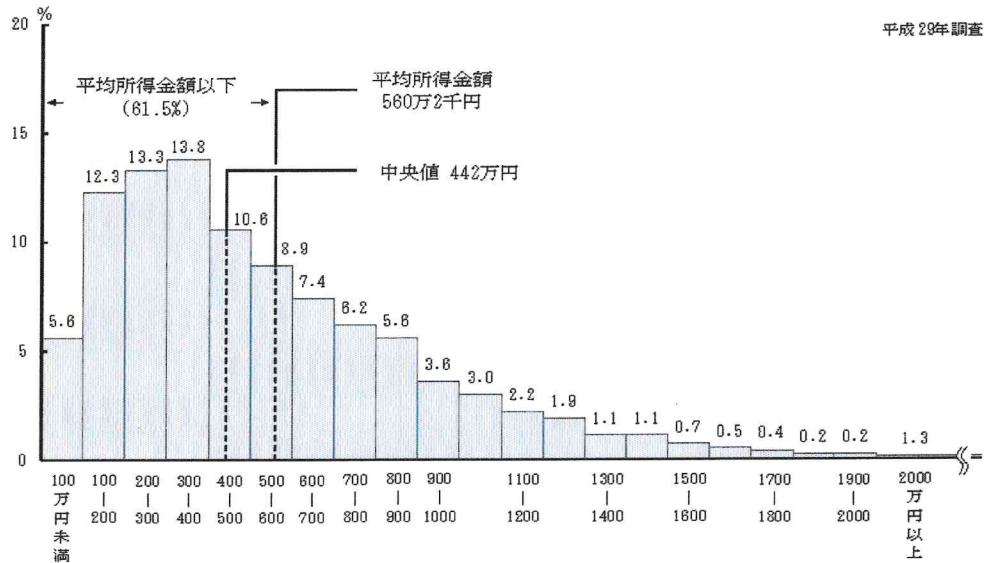
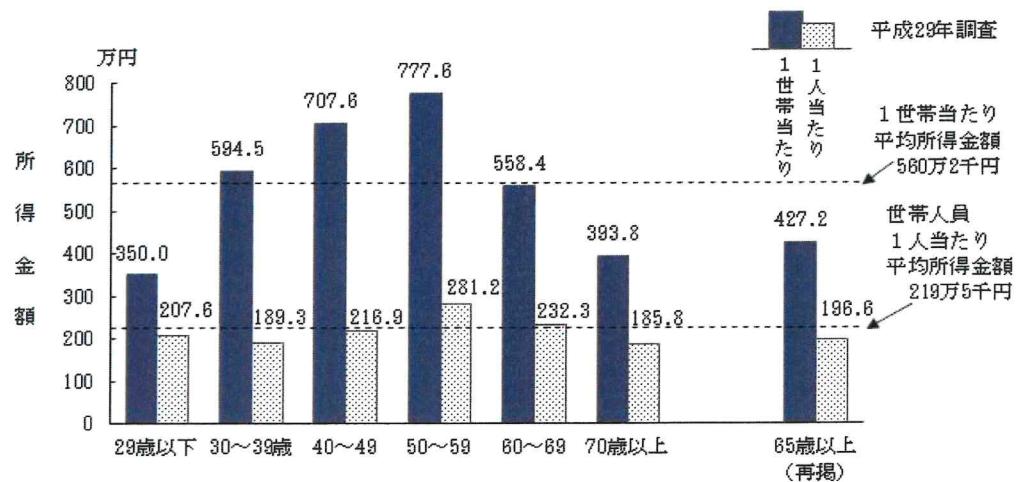


図 10 世帯主の年齢階級別にみた 1 世帯当たり一世帯人員 1 人当たり平均所得金額

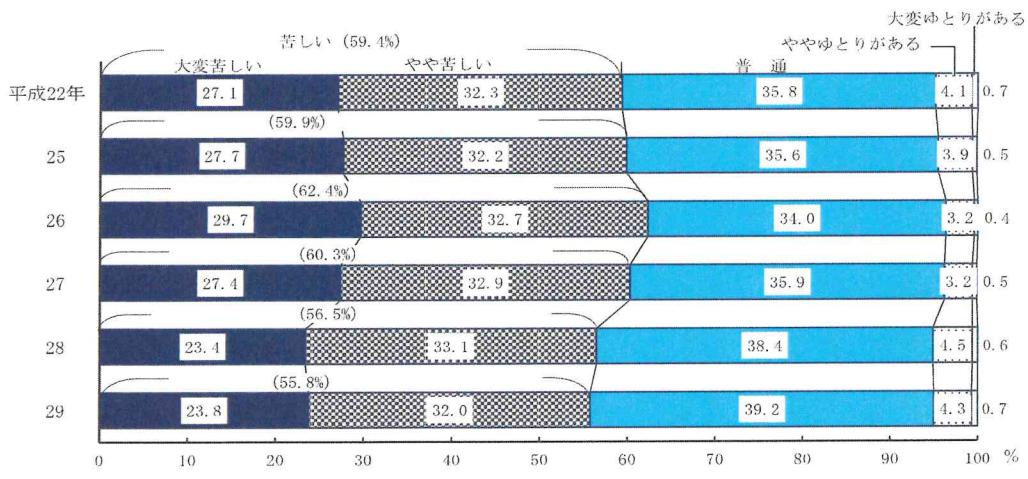


上のグラフを見ると、世帯人員一人当たりの平均所得金額は各年代でそれほど大きな違いはないように見える。しかし、これを世帯人数の平方根で割る（等価可処分所得と同じ計算をする）と、それなりの差が出てくる。単身世帯や二人世帯などが厳しくなる。

② 生活意識の推移

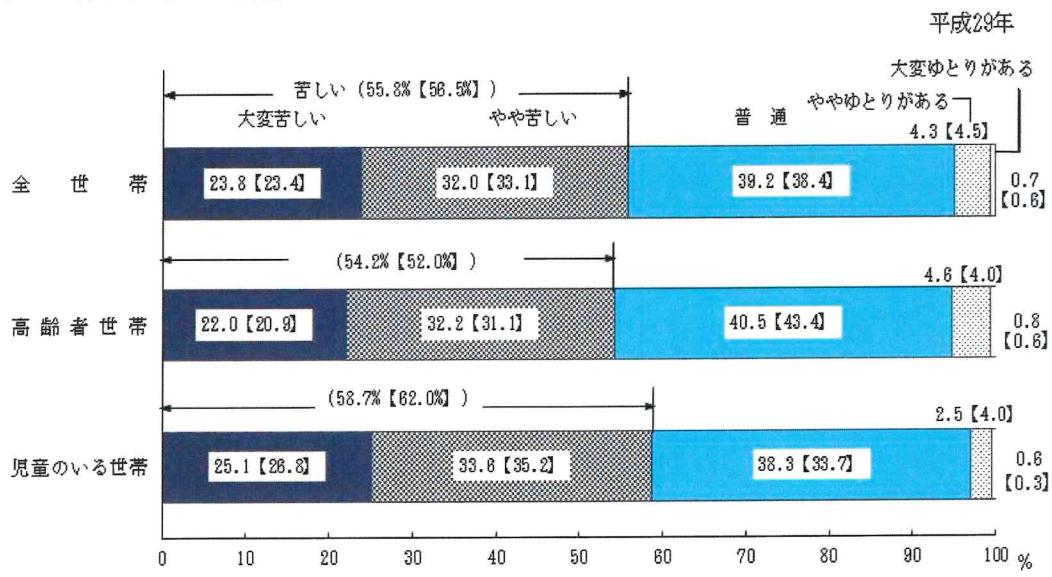
生活意識の変化を見てみよう。

図 12 世帯の生活意識の年次推移



注：平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。

図13 各種世帯の生活意識



これらを見ると、総中流という実体は意識としてもなくなってきたているように思われる。

日本でも、中産階級の没落は明らかであろう。

③ 高齢者の生活状況

図2 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移

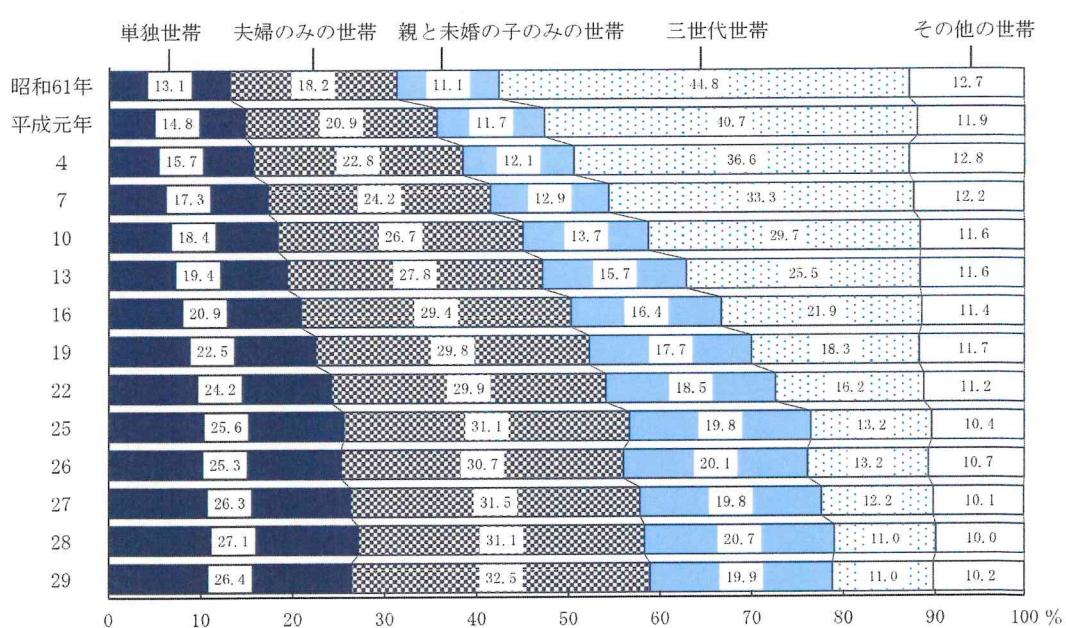
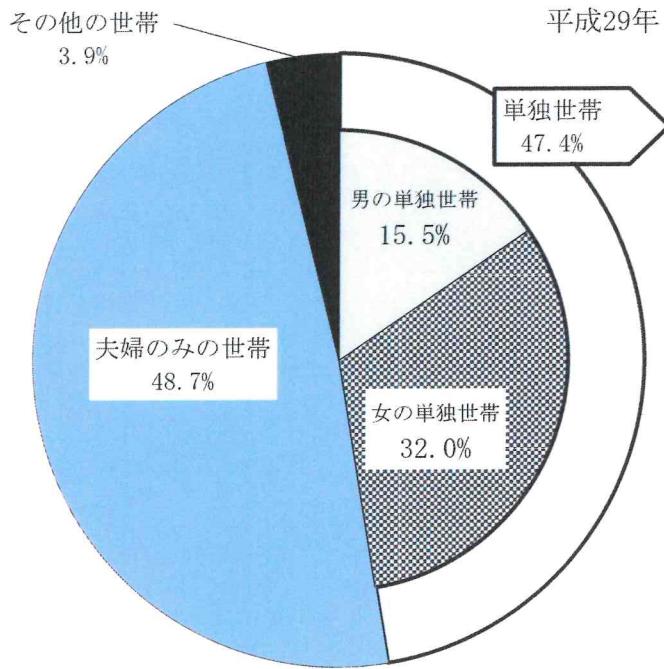


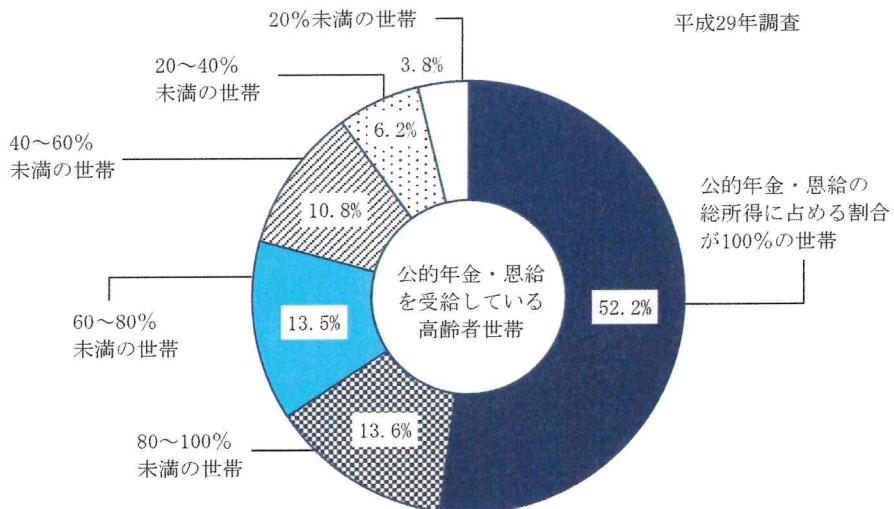
図3 高齢者世帯の世帯構造



注：「その他の世帯」には、「親と未婚の子のみの世帯」及び「三世代世帯」を含む。

注：高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

図11 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



2 「下流老人」問題

1) 藤田孝典『下流老人』（朝日新聞出版、2015年）による定義と三つの指標

定義=「生活保護基準相当で暮らす高齢者およびその恐れがある高齢者」

- ① 収入が著しく少「ない」
- ② 十分な貯蓄が「ない」
- ③ 頼れる人間がい「ない」（社会的孤立）

2) なぜ「下流」になってしまうのか

同書による「下流老人」化のパターンを参考に

- ① 病気や事故による高額な医療費負担

長期入院や保険適用外治療費および関連負担、あるいは加害者になった場合の損害賠償責任の発生。どこまで保険に入っていられるか。

- ② 十分な介護が受けられない（高齢者介護施設に入れない）

有料老人ホームなどの高額負担に耐えられるか。

- ③ 子どもの寄りかかり（子どもが十分な収入を得られないために、親のすねをかじり続ける）

子どもの就業形態の非正規化（低賃金化）や未就労（無収入）の拡大

②と関連して、介護のための子どもの離職・帰郷

子どもや孫の奨学金地獄

- ④ 「熟年離婚」→資産の半減、等価可処分所得の減少

場合によっては、住居の喪失

同じ収入を1.4（√2）で割る（同居生活）から、2で割る（単独生活）へ

- ⑤ 認知症の発症と援助者の不在→資産管理ができない、詐欺被害

3) 将来の「下流老人」発生のパターン

- ① 年金額の減少のおそれ

- ② 現役世代の低賃金化

老後の蓄えができない

年金の掛け金が払えない→無年金者の発生、現在の年金財政の縮小

- ③ 未婚率の増加

少子化の進行、経済の縮小あるいは移民政策の拡大？

4) 「自己責任」について

- ① 格差と貧困の拡大は世界的な傾向であり、「自己責任」はそうした構造的な問題から目を背けさせる。

② 個別に問題があるように見えて、躓きの石はどこにも転がっている。自然災害は襲ってくるし、交通事故は起こり、ふらふらと博打に走り、癌は発生する。そのような要因をいかに少なくし、危険から遠ざかる途をさがし、そしてそうした事故が発生したらその損害をどこまで小さくし、あるいはそうした事故に遭ってもその後の生活を支えるのが政治の役目。こうしたことへの警鐘を鳴らし続けるのが、我々の役目。

3 日本国憲法から「下流老人」問題を見る

1) 憲法の条文から

① 憲法前文第一段落第2文「そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」

同第二段落第3文「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

② 第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

③ 第14条第1項「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

④ 第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

⑤ 第26条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」

⑥ 第27条「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」

3 児童は、これを酷使してはならない。」

⑦ 第30条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」

こうした条文を総合すると、「国は、国政の福利が平等に国民に届き、国民が欠乏を免れるようにその権力を行使しなければならず、その結果として国民は個人として尊重され、自らの幸福を追求することができ、健康で文化的な生活をおくることができなければならない。そして、そうなるためには、国民は、教育を受けて自己の能力を発展させ、また健全な勤労条件の下で働くことができ、自己の個性を開花させることができなければならぬ。そのためには、国は、教育制度を整備し、労働環境を整え、すべての部面における社会福祉、社会保障を拡充していく責任を負う。不幸にして所得を得る能力を喪失した者のためには、『健康で文化的な最低限度の生活』を保障することは国の義務である。そしてそのために、国は税金を徴収することができ、また国民は納税の義務を負う」ということになろう。

2) セーフティ・ネットとしての社会保障

① 所得保障

国民が稼得能力を喪失したとき、まず第一には自己の貯え、あるいは自己の負担でかける保険で賄うことになるが、それを十分かつ一生にわたって出来る人は少数であろう。そこで公的な制度として、所得保障の仕組みを整えておくことが大事になる。その基幹をな

すのが、年金制度であり、災害補償制度などである。

この年金制度は、基本的に保険制度であるということに注意が必要である。もちろん国民年金には税金が使われているが、掛け金を払うことが前提になっている。したがって、掛け金を払えない場合には、このネットは機能せず、無年金者を生む危険が大きい。国民年金制度は、発足当初は、厚生年金や各種共済年金などの雇用者年金に加入していない人を対象とした年金で、主に自営業者を対象としていて、定年はなく、子ども等による事業の継承によって所得の確保も望める状況が前提となっていた。しかし、この国民年金は各種年金制度の統合によって、老齢年金については基礎年金として、国民すべてが対象となる制度に変わってきた。全国民を対象とした制度として保険の年金制度が妥当かどうか問題となろう。

② 生活保護制度

「健康で文化的な最低限度の生活」を最後の場面で支えるのが、この生活保護制度であることは周知の通り。

その現状は、

名古屋市（生活扶助基準でいう 1 級地－1）で母（40 歳）＋子ども二人（中学生と小学生）が生活保護を受けたら、いくら受給できるかを試算してみると、月 204,556 円＋住宅扶助として家賃の実額（上限 48,100 円）＝252,656 円が支給されることになる。非正規雇用の労働者（とりわけ女性）が働いて 25 万円を稼ぐのは大変である。それ以下の所得しかない人は、皆「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」（生活保護法 12 条）ということになる。

日進市（2 級地－1）では、同様に計算して 238,735 円。

日進市在住の 70 歳の独り暮らしの老人だと、月 67,827 円＋住宅扶助（上限 45,000 円）となる。

・・等価可処分所得の考え方からすると、上例の 3 人家族から割り出せば、名古屋市在住では $252,656 \div \sqrt{3} = 145,871$ 円、日進市在住の場合には $238,735 \div \sqrt{3} = 137,833$ 円となり、貧困線 122 万円を上回るが、日進市在住の単身高齢者では貧困線を下回ることになる。

生活保護受給者の数・・平成 29 年 2 月（速報値）2,414,881 人（1.69%）、1,638,944 世帯

なお、政府の家計調査では、1 世帯（2 人以上）当たり 1 ヶ月の平均支出は、283,027 円（2017 年）。

このような給付水準については、一部には「高い」という指摘がある（たとえば原田泰『ベーシック・インカム』（中公新書、2015 年）。前述のように日本の生活扶助の基準は、相対的貧困線をもとに算定されているということから、場合によってはそれを上回る給付がなされることにもなる。ただし、それも「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものであるかどうかは個々に検討してみる必要があるようと思われる。

問題は、その給付水準以上に、その捕捉率が低い、つまり給付を受けるべき人が受けられていない、ということである。平成 26 年の給付率は、1.7%（被保護人員数／総人口）である（国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計データ・ベース」による。同 HP から）が、この比率は OECD 諸国の平均（7.4%）に比べて低い。近年社会保障費の削減が

呼ばれているが、生活保護が必要な人が受けられない（申請をさせない、親族からの援助を求められる、働くことを求められる、等々）という状態の改善なしに保障の削減を行うことは、社会保障の全体的状況を悪化させる。

相変わらずの生活保護バッシング・・2011年の厚生労働省委託調査によると、日本では、貧困層への援助削減に肯定的な意見が比較的多く（17%で、仏、米、英、スウェーデン、韓、豪、デンマーク、独（西部）、独（東部）の中で、仏、米、英について4番目）、また否定的な意見は42.5%で最少。

日本人は、自分と同様に貧しいものがよい思いをすることに対して反感を持つ傾向がある、といわれる。

3 私たちの「健康で文化的な生活」権の実現のために

1) 私たちの社会・・個性を尊ぶ自由な社会であることが大前提

それと同時に、社会の中で有用な分業に参加し、社会の一員として尊ばれつつ、自らの（そして家族の）生活の糧を稼ぎ出すことができること

2) そのためには、幼少期から青少年期にかけて、十分に成長できることが必要

子どもを大事にすること、子どもに十分な生育環境を保障すること

青少年に十分な教育環境を与えること

それらの条件が整うことによって、初めて競争が可能となる。

3) 人間らしい働き方・仕事（ディーセント・ワーク）のできる労働環境と賃金の保障

4) 年老いて働けなくなった場合に、その生活を維持するための収入（たとえば年金）を支給すること

5) 老齢以外にも何らかの事故によって働けなくなった場合に、その「健康で文化的な最低限度の生活」を保障すること

6) 「自己責任」論の打破と公的責任の再確認

自己責任論は、政府の無責任論に通じる。

社会保障は「人権」であるとの再確認が必要・・人権に対応する義務は誰にあるか

「絆」－災害の時だけの共助の強調に終わらせないために

4 「下流老人」救済の制度的仕組み

1) 税金による所得の再分配・・再分配の原資の集め方

① 税による再分配の不十分さ

・所得税における累進税率の問題・・最高税率の低さ

・株式配当や株式の売買差益、預貯金の利息等に対する分離一律課税が、累進課税制度を形骸化させている。いわゆる逆累進の問題。

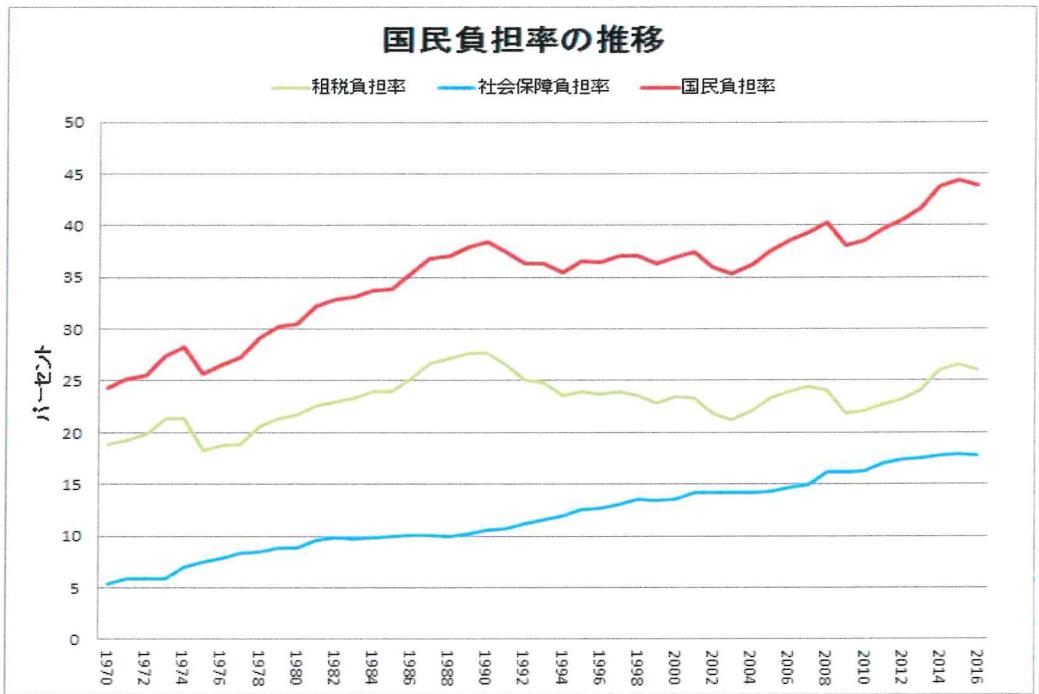
② 社会保険のまやかし

保険料金（掛け金）は累進的ではない。また掛け金が多いほど給付も多い。再分配の効果が少ない。

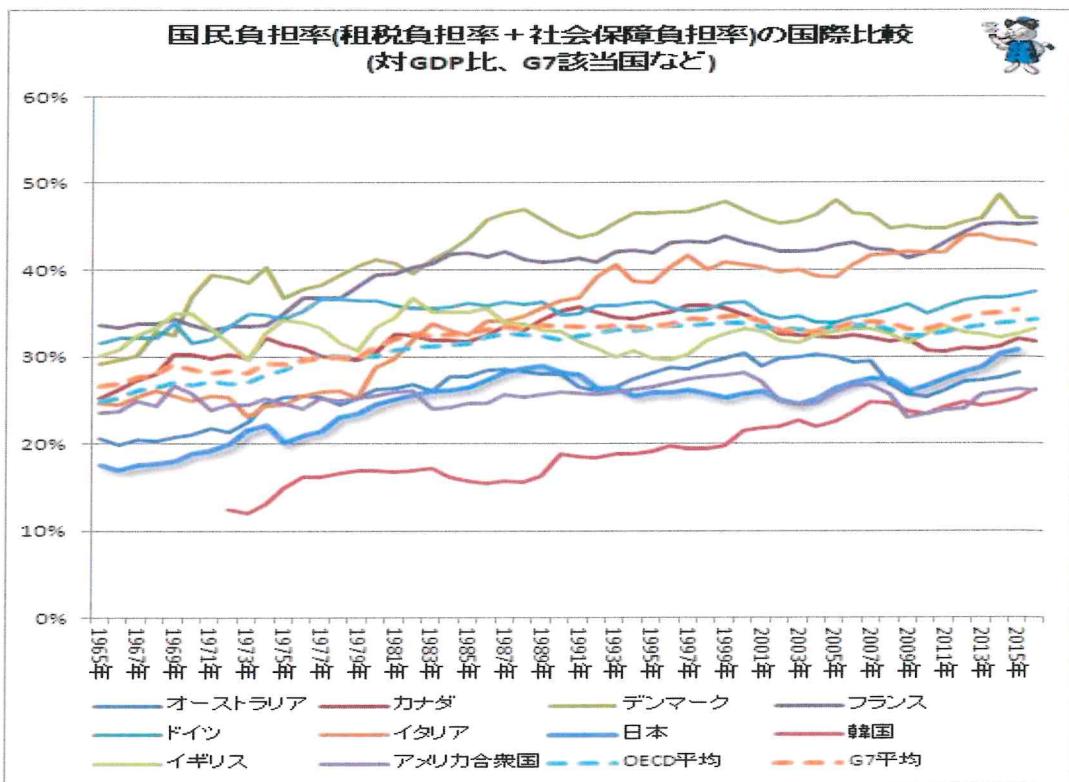
③ 再分配後の貧困率の上昇？

税金を払って所得の再分配を受けても、所得が増えず、逆に減るという層が貧困層にある、ということ。消費税によって税負担はかかるが、児童手当などが低水準なまま。

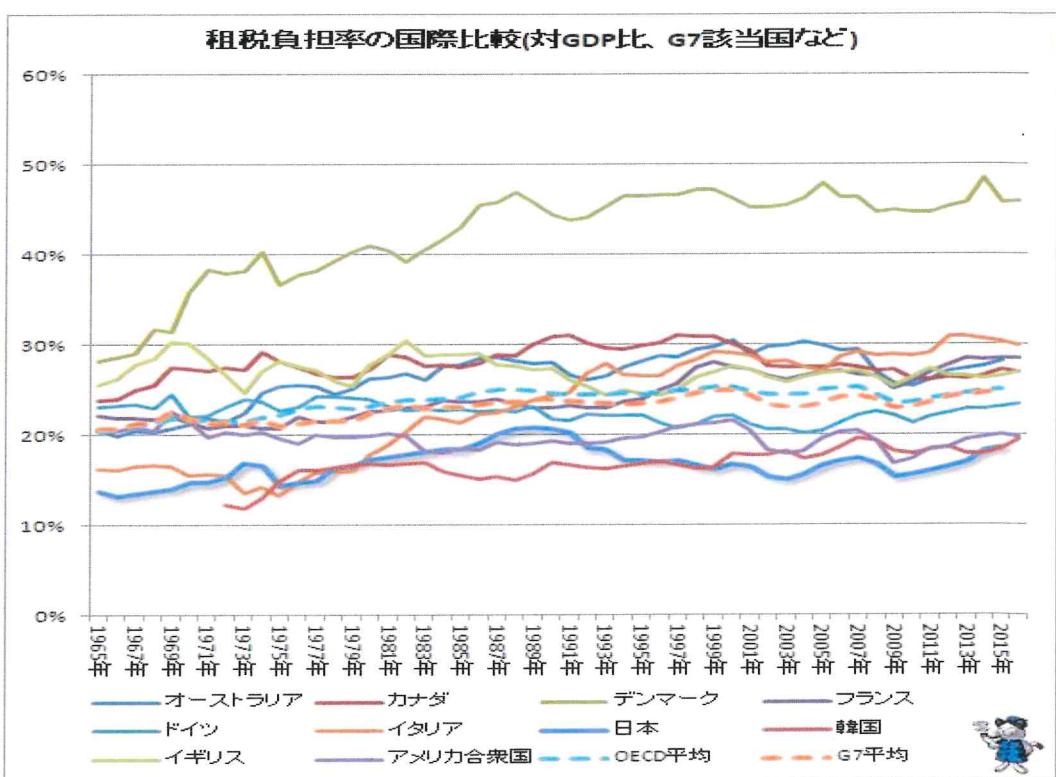
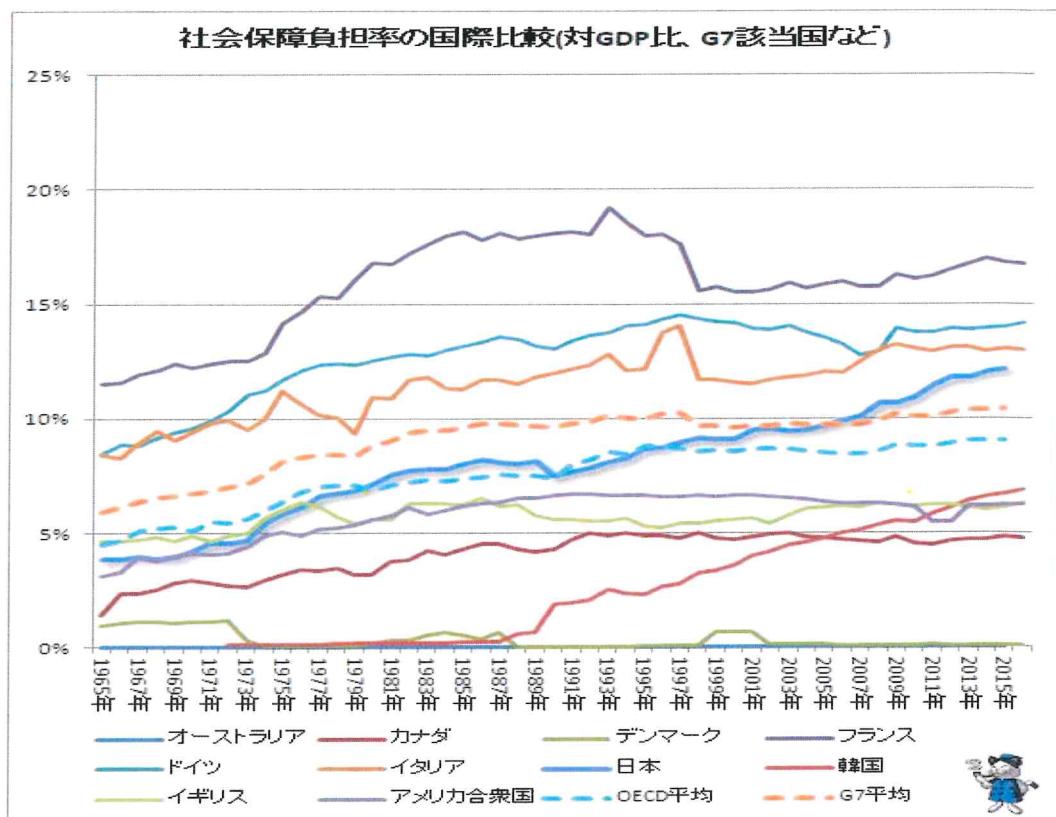
国民負担率の問題



<https://seniorguide.jp/article/1001869.html> から



<http://www.garbagene.ws/archives/2399179.html> より (以下同じ)



これらをみると、日本では税負担が軽く、社会保障負担が重くなっていることがわかる。つまり、高所得層の負担が軽くなり、低所得層の負担が重くなっているということ。

- ④ 国民負担率を抜本的に変えて、所得税、法人税（そして資産税）を中心の税体系へ
- ⑤ タックス・ヘイブン（租税回避地）による「節税 or 脱税」を許さない。
- ⑥ 各世代ごとの問題に則した対策の必要。

2) 今日の貧困問題は、一時的な弥縫策では解決のつかない問題。グローバリゼーションの問題を含む、構造的な改革が必要。

3) そしてなによりも、国民一人一人が権利意識を持ち、同時に他人の権利を尊重する気持ちを持つことが大事

おわりに

下流老人問題の受け止めの程度は人それぞれであろうが、ここでは、憲法上の人権と福祉国家の視点から、これらの問題を見直したいと考えた。皆さんはどうお考えになるだろうか？

国連の機能とその役割について

初川 满

<目次>

- 1、国際組織の歴史
- 2、国連の成立史
- 3、国連の構造
- 4、安保理の構造
- 5、安保理の機能
- 6、問題点

<参考>

国際連盟

設立 : 1920 年 1 月 10 日
解散 : 1946 年 4 月 19 日
加盟国数 : 原加盟 20 ヶ国 最高 52 ヶ国
日本 : 原加盟国。 1935 年 3 月 26 日脱退
ドイツ : 加盟 1926 年 9 月 8 日 1935 年 10 月 21 日脱退

国際連合

設立 : 1945 年 10 月 24 日
加盟国数 : 原加盟 51 ヶ国 2017 年現在 193 ヶ国
日本 : 1956 年 12 月 18 日加盟
予算分担率 (2017 年) ・ PKO 等含まず (総計 27 億 7653 万ドル)
米国 22% 日本 9.7% 中国 7.9%
ドイツ 6.4% フランス 4.9% イギリス 4.5%
0.01% 以下約 90 ヶ国 なお、2018 年には中国が 2 位に

<資料>

- ・国連組織図
- ・国連憲章

ストーカー規制法の諸問題（正式表題「ストーカー行為等の規制等に関する法律」）

愛知学院大学教授（刑事法） 原田 保

I 立法沿革

立法前の警察の対応：警察法 2 条に基づく任意手段としての警告

平成 11 年 10 月 26 日桶川事件 → 警察庁起案 → 議員提案 平成 12 年 5 月 24 日法律 81 号

爾後の改正：平成 25 年 7 月 3 日法律 73 号および平成 28 年 12 月 14 日法律 102 号

II ストーカーへの対応方法

行政的対応：被害申告・警告申出 → 警告（4 条）→ 禁止命令（5 条）

「仮の命令」（6 条旧規定）は改正により廃止

司法的対応：刑事立件 → 公訴提起 → 刑宣告・処罰（18 条～20 条）

III 規定の内容

i つきまとい等の定義（2 条 1 項）

特定の者に対する

「好意」または「好意が満たされなかつたことに対する怨恨」の感情を充足する目的で

その特定の者または社会生活上密接関係者に対し

次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。（下線部は改正による追加）

- 1 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押しかけ、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- 2 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 3 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 4 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 5 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。
- 6 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 7 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 8 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（略）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

- ii 5 号中「電子メールの送信等」の定義（2 条 2 項）（改正による追加）
電話およびファクシミリを除き
 - 1 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（略）の送信を行うこと。
 - 2 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。
- iii ストーカー行為の定義（2 条 3 項）（制定当初は 2 項）
同一の者に対しつきまとい等（1 号～4 号および 5 号中「電子メール等の送信」は不安方法に限定）を反復してすること。
- iv 賞罰
 - ストーカー罪 懲役 1 年～1 月または罰金 100 万円～1 万円（18 条）
 - 加重ストーカー罪 懲役 2 年～1 月または罰金 200 万円～1 万円（19 条）
 - 禁止命令違反罪 懲役 6 月～1 月または罰金 50 万円～1 万円（20 条）

IV 規制対象に関する問題点

- i 感情要件
 - 好意は広範で、怨恨は狭隘（e.g. 嫉妬ストーカー問題）
 - 内心認定困難
- ii 行為対象者の範囲
 - ① 当初好意対象者・密接関係者、という区分（感情の直接的対象者との関係）
 - ② 同一の者に限定（不安共有者との関係）
- iii 反復の基準（号跨ぎ問題）
 - 文言単位説：同一文言に該当する行為の複数回遂行
 - 号単位説：文言が異なっていても、同一号に該当する行為の複数回遂行
 - 1 項包括説：文言や号が異なっていても、2 条 1 項に規定された行為の複数回遂行
警察は号単位説 → 1 項包括説からの批判 → 最高裁は 1 項包括説 → 警察も運用変更
- iv 感情を抱いた者と行為をした者とが異なる場合（代行ストーカー問題）
 - 感情・行為のどちらが欠けてもストーカー不該当 → どちらの者にも規制は不可能
- v 2 条 1 項各号の適否（依然として規制欠落の危険）
 - e.g. ストーカーが好意対象者の隣室に転居

V 対応方法に関する問題点

- i 義務付けに関して、警察 ←→ 裁判所
- ii 再犯防止に関して、刑罰 ←→ 医療